

兵庫県ヤングケアラー・若者ケアラー相談窓口



兵庫県が2022年6月1日に
兵庫県社会福祉士会内に相談窓口を開設し、1年以上が経過しました。
前号^{*1}では、開設までの経緯や相談対応などについて報告しましたが、
今号ではヤングケアラー支援の実情や課題についてうかがいました。

Q 1年が経過し、新たに増えてきたことなどはありますか？
A ヤングケアラーと言っても、家庭環境は様々です。それでも、一定の類型化ができたのだろうか、と相談内容を分析しましたが、いくつもの要因が重なり、問題が複雑化しているということ、単純に類型化はできないのだということが、改めてわかりました。だからこそ、支援者はいっも新たな視点を求められ、対応に苦慮する時も、相談員同士が相談しあいながら、時には他機関にも相談しながら取り組むようにしています。

Q 相談員同士の相談は、どのようにしているのですか？
A LINEで相談があった場合などは、文字情報のみやり取りになりますので、ニュアンスがうまく伝わらなかったり、誤解を招く表記になっていたりしないかなど、

返答の一言一句に気を遣うので、この返事でおかしくないか、という確認や、急ぎの相談でなければ、グループウェア²やオンラインミーティングを活用して行っています。

Q 今更の質問ですが、ヤングケアラーと若者ケアラーはどう違うのですか？
A ヤングと若者の違いは何か、という難しいですが…。ヤングケアラーの法的な定義はないものの、一般的には18歳未満の子を指しています。18歳から成人になったとはいえ、進学・就職・結婚など様々なライフイベントがある時期にケアラーの状態だと、そういったことを諦めざるを得ないということもあります。そのため、兵庫県では18歳以上30歳前半までを若者ケアラーとして、支援の対象としています。

Q 現在感じているヤングケアラー支援の課題を教えてください。
A 小中学生でケアラーになる子も少なくないですが、18歳を過ぎると児童福祉サービスが利用できるなど、ケアラー自身の活用できる支援が少なくなりつつあります。そのため、早い段階で支援につながる、緩やかにでも見守り体制を築いていく必要があります。

*1 前号(Pocket Vol.15)は兵庫県社会福祉士会のホームページ・発行物のページから確認できます。
*2 グループウェアとは、組織内の情報共有やコミュニケーションを円滑にし、共同作業を行うことができるソフトウェアのこと。

多様性に伴う課題に取り組む社会福祉士

グローバル化により、世界の課題は地域や日本社会の課題となつて顕在化しており、世界各地の社会問題にはテーマや構造に共通性が見られます。たとえば、災害、人口移動、経済格差と貧困などです。その中には、多様性が尊重されないことによる人権の抑圧があります。

私たち社会福祉士が展開するソーシャルワークの大原則は、人間の内在的価値と尊厳の尊重、危害を加えないこと、多様性の尊重、人権と社会正義の支持です。

また、国際ソーシャルワーカー連盟で採択された、全世界で共通の「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」には、次の一文があります。

「社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中心をなす。」

これは、私たちの実践において、人種、階級、言語、宗教、ジェンダー、障害、文化、性的指向などの要因による差別や抑圧の原因を探ることが求められます。そして、差別や抑圧の存在をおかしいと感じることや、構造的・個人的障壁の問題に取り組むことは、人々のエンパワメントと解放をめざすソーシャルワーク実践の中心をなします。

日本のソーシャルワークにおいては、日本に住むすべての人が、健康で文化的な最低限度の生活を営む

ことができる権利を実現し、差別や抑圧があるという歴史を認識し、多様な文化を尊重した実践を展開することが求められています。

人権を尊重し、年齢、性、障害の有無、宗教、国籍などに関わらず、生活課題を有する人々がつながりを実感することのできる社会への変革と社会包摂の実現に向けて、関連する人々や組織と協働することで平和を希求するのが、私たち社会福祉士の責務です。

私たち社会福祉士は「多様性」について理解を深め、すべての人々がかけがえない存在として尊重される社会であることをめざします。

